

# 令和4年 第10回 農業委員会総会

日時 令和4年10月25日（火）午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

## 農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

## 農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

## 【欠席委員】

大城 真由美      山城 学      新垣 芳隆

## 【職務のために出席した職員】

大城 勝雄      国吉 孝      金城 伊作

## 【議事録署名人】

7番 農業委員 長嶺 安浩      8番 農業委員 宮里 良淳

## 【議事日程】

- 日程第1 議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第49号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について

## 令和4年 第10回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第10回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。
会長	<b>【開会のあいさつ】</b> それでは令和4年第10回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さんで願ひします。次回調査委員は、9番農業委員の玉城正智さん、10番農業委員の金城義幸さん、11番推進委員の山城隆次さんで願ひします。  <b>【議事日程】</b> 日程第1 議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(6件) 日程第2 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(8件) 日程第3 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(4件) 日程第4 議案第49号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2件)  <b>【議題の審議】</b> それでは審議に入ります。議案第46号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-44~4-49まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしく願ひします。  なければ、私から質問。坪615円とあるが、何か建っているのかな？
事務局	ハウスが建っており、中にはマンゴーもあり、そのまま引き継ぐとのことでした。

会長	他に質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	関係者が居るので、それから始めたいと思います。（退席後）7 番は伊原の 1 筆で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。 質問なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は武富の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は武富の 1 筆で 4 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は照屋の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は国吉の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転であります。6 番は与座の 2 筆で売買による所有権移転であります。8 番は米須の 5 筆で贈与による所有権移転であります。3 条は以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	8 番について、贈与とありますが、関係は？
事務局	孫にあたります。
委員	贈与についてですが、親を飛び越え孫に贈与出来るのか？
事務局	贈与については、孫に贈与は出来ます。相続の場合は法定相続人を飛び越え孫へ直接出来ませんが、贈与は可能です。
会長	他にありませんか？なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。

会長	議案第 47 号は可とします。次、議案第 48 号農地法第 5 条第 1 項について、事務局説明願います。
事務局	8 ページをお開き下さい。1 番は国吉の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番は座波の 2 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で、一般住宅への転用であります。3 番は喜屋武の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。賃借権の設定であります。4 番について、先月も申請がありましたが、面積の変更により取下げて再度申請となっております。米須の 4 筆で農地区分は農振農用地で賃借権の設定で仮設道路等への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	10 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。12 ページをお開き下さい。申請地は宅地に囲まれた第 2 種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。14 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。16 ページをお願いします。申請地は農振農用地で原則不許可であります。しかし、不許可の例外の一時転用に該当するため仮設道路等への転用は問題無いものと判断しました。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。
委員	4 番について、一時転用の期間はないのか？
事務局	許可日より 3 年間（埋戻しまで）です。
会長	他にありませんか？質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件議案第 48 号は可とします。次に議案第 49 号について、事務局説明願います。

事務局

18 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を読み上げて説明。

委員

只今の案件について、同意としてよいでしょうか？

事務局

異議なし。

会長

以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

7番 農業委員

張頌宇浩

8番 農業委員

宮里良淳